

## 「新ふくい未来技術創造ネットワーク」規約

### (名称)

第1条 本会の名称は、「新ふくい未来技術創造ネットワーク」（以下、「新ネットワーク」という）とする。

### (目的)

第2条 「福井県技術開発事業化ロードマップ」および「エネルギー研究開発拠点化計画」に基づき、新たな成長産業を本県に集積するために、今後の事業化可能性が高いと見込まれる市場分野において、本県を中心とする多様な企業群と大学、公設試験研究機関等の連携の下、新ネットワークを設けることにより、県内企業の事業化促進や販路開拓のための産学官連携体制を整え、研究開発や製品開発のスピード化を図り、産業創出に向けての取り組み促進を図る。

### (活動)

第3条 新ネットワークは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 「福井県技術開発事業化ロードマップ」における、今後注力して開発すべき製品・技術に係る情報収集、提供
- (2) 産学官連携による研究会活動
- (3) 前各号に掲げるもののほか、新ネットワークの目的を達成するために必要な活動

### (会員)

第4条 新ネットワークの会員は、その目的に賛同する法人および個人とする。

2 新ネットワークの入会および退会に必要な事項は、別に定める。

### (参与)

第5条 新ネットワークに、参与を置く。

- 2 参与は、公益財団法人ふくい産業支援センター常務理事および公益財団法人若狭湾エネルギー研究センター専務理事がこれに当たる。
- 3 参与は、新ネットワークの運営に関して、必要に応じて事務局に助言等を行うものとする。

### (アドバイザー)

第6条 新ネットワークに、アドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、優れた学識経験を有する者のうちから、事務局が委嘱する。
- 3 アドバイザーは、第3条第2号に規定する研究会活動に関して、必要な助言等を行うものとする。

### (研究会)

第7条 新ネットワークには、課題を同じくする会員がその解決のための情報収集、検討等

を行う場として、研究会を設けることができる。

2 研究会の設置および運営に必要な事項は、別に定める。

(守秘義務)

第8条 会員は、新ネットワークにおいて開示を受け、または知り得た一切の情報等について、秘密の保持に留意し、漏洩防止の責任を負い、これを新ネットワークでの活動以外の目的に使用または第三者に漏洩してはならない。また、退会後も同様とする。

(事務局)

第9条 新ネットワークの事務局は、公益財団法人ふくい産業支援センターおよび公益財団法人若狭湾エネルギー研究センターに置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、新ネットワークの運営に必要な事項は、別に定める。

附 則 この規約は、平成26年8月11日から施行する。

2 「ふくい未来技術創造ネットワーク推進協議会」規約は、本規約の施行に併せて廃止する。

3 「ふくい未来技術創造ネットワーク推進協議会」会員については、新ネットワークの会員として、その会員資格を引き継ぐことができる。